

徳島市お遍路休憩所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市内に徳島市お遍路休憩所を設置し、観光の振興および四国八十八ヶ所霊場を巡礼する者に一層の利便を供することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 徳島市お遍路休憩所 徳島市内に設置され、施設利用の有無に関わらず利用対象者がトイレおよび休憩のための設備を無料で利用できる施設をいう。

(2) 施設 徳島市内の公共施設、商業施設等、不特定多数の人が利用できる施設であつて、次のすべてを満たすものであるものをいう。

ア 暴力団または暴力団員と関係のある法人等が運営する施設でないこと。

イ 遊興飲食させる店舗、風俗店等、青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。

(3) 登録ステッカー 施設等が徳島市お遍路休憩所として登録していることを表示するためのステッカーをいう。

(利用対象者)

第3条 徳島市お遍路休憩所を利用できる者は、四国八十八ヶ所霊場を巡礼する者とする。

(申込みおよび登録)

第4条 徳島市お遍路休憩所に登録しようとする者（市と協定を締結した者は除く。）は、設置した施設ごとに、徳島市お遍路休憩所登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、複数の施設を有する場合は事前に徳島市と協議の上、一括して申し込むことができる。

2 市は、前項の規定による申込みを受けたときは、これを登録するものとし、登録後、申請者に対し、登録ステッカーを交付するものとする。

(登録基準)

第5条 徳島市お遍路休憩所として登録できる施設は、次に掲げるいずれかをそれぞれ当該各号に定める条件を満たして提供できる施設とする。

(1) トイレ 男性および女性が利用可能なトイレ設備を有すること。

(2) 休憩施設 ベンチ等、利用者が休憩できる設備を有すること。

(登録内容変更及び解除)

第6条 徳島市お遍路休憩所として登録した内容を変更又は登録を解除しようとする登録者は、徳島市お遍路休憩所登録内容変更・解除届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、徳島市お遍路休憩所として登録基準を満たさないことが明らかになったとき、または徳島市お遍路休憩所として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(利用の制限)

第7条 登録者は、次のいずれかに該当する場合は、その利用を制限することができる。

- (1) 施設管理上の支障があるとき。
- (2) 利用者が登録者の指示に従わなかったとき。
- (3) 施設が休業日にあたるとき。

(登録の表示)

第8条 登録者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた登録ステッカーを表示するものとする。

(広報)

第9条 市長は、市ホームページや刊行物への掲載等により、徳島市お遍路休憩所の内容を市民に広く周知するものとする。

(実施状況報告)

第10条 市長は、登録者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。